

阿倍野区生涯学習推進員要綱

（目的）

第1条 この要綱は、阿倍野区における生涯学習推進員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第2条 生涯学習推進員は、地域における生涯学習の振興に関し、大阪市生涯学習推進員設置要綱第2条に基づき、次の任務をおこなう。

- （1）生涯学習ルーム事業の支援
- （2）阿倍野区生涯学習推進事業(研修含む)への参画と協力
- （3）地域住民に対する学習相談や生涯学習に関する情報提供
- （4）地域の学習課題やニーズの把握
- （5）生涯学習にかかわる地域人材の発掘

（委嘱予定者の推薦）

第3条 区長は、各校下の生涯学習ルーム運営委員長の推薦に基づき、委嘱予定者を決定し、名簿をとりまとめ教育委員会に提出する。

（細則）

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、阿倍野区長が定める。

（附則） この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。